

御意見の概要及び御意見に対する考え方について

番号	意見公募の対象	項目等	件数	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	改正(案)について	—	2	本改正の趣旨について設置者、電気管理技術者等に対し周知の徹底を要望致します。	ご指摘のとおり説明会等により周知を徹底していきます。
2	改正(案)について	—	1	既に外部委託承認を受けている事業場への、新たな規程での適用はどのようなようになるのでしょうか	既契約の事業場においては、直ちに変更する必要はありませんが、本改正内容が保安管理業務に反映されるように求めて行くこととしております。
3	新旧対照表(案)	本文	2	「なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断するものである」とあるが、この例外をどこまで認めてもらえるのでしょうか。	個別具体的事例を持って判断致します。
4	新旧対照表(案)	3.(4)①イ	2	内規3.(4)①イにおいて、監督の範囲は、立会いのみか。また、その様な管理が現実的と考えるのか。	総合的な管理がなされていれば、必ず立ち会わなければならないとは考えていません。
5	新旧対照表(案)	3.(4)①イ	1	事業場外で使用されている可搬型機器が移動用電気工作物を示すものであれば、主任技術者を選任する義務が生じるが如何に。	移動用電気工作物には、可搬型機器は含まれません。
6	新旧対照表(案)	3.(4)①ロ	1	内規3.(4)①ロは不要と考える。	保安管理業務が確実に実施されていることの確認は設置者の義務です。ゆえに、設置者にその確認を求めることとしました。
7	新旧対照表(案)	3.(4)①ロ	1	内規3.(4)①ロにおいて、設置者が確認したことの記録を残す必要があるのか。	電気管理技術者等は身分を示す証明書の提示が必要であるが、その記録までは求めません。
8	新旧対照表(案)	3.(4)②イ	1	外観点検の範囲は。	設備状態や設置状況に応じて、可能な限り見ることが出来る範囲を考えています。
9	新旧対照表(案)	3.(4)②イ	1	配線の過熱の有無を確認する温度測定のためのサーモグラフは高価。	過熱の有無は温度を測定することのみとは考えていません。目視等による確認も可能です。
10	新旧対照表(案)	3.(4)②ロ	1	内規3.(4)②ロ(イ)の電圧、負荷電流の測定について、既存の設備にはPFS形のように一次及び二次に電圧電流計が設置されていない設備も存在しており、これらの測定も実施でしょうか？	保安の確保のためには、測定する必要があります。
11	新旧対照表(案)	3.(4)②ロ	1	内規3.(4)②ロ(ロ)の低圧回路の絶縁状態の測定について、低圧回路の絶縁状態の測定に変えて、B種接地線の漏電流測定なのか	低圧回路の絶縁状態を確認するための一例を記載しております。回路ごとの絶縁状態を確認する方法もあります。当然のことながら、B種接地線の漏電電流が過大の場合は、回路ごとに絶縁状態を確認することとなります。
12	新旧対照表(案)	3.(4)③イ	5	内規3.(4)③イのただし書きに定める「同等と認められる点検」とは、どのようなことでしょうか。過去の点検データの経年的な評価も含むものと解釈して良いか。	審査にあたっては、個別具体的事例に応じて判断することになります。過去の点検データに基づく評価も含まれると考えますが、停電による点検時の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検における設備状態の確認方法を勘案して総合的に判断することになります。

番号	意見公募の対象	項目等	件数	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	新旧対照表(案)	3.(4)③イ	3	停電して行う年次点検を3年に1回とすることは反対。	点検のあり方について、設備の信頼性等を考慮して決めることは合理性があると考えます。
14	新旧対照表(案)	3.(4)③ロ	1	年次点検に「保護継電器類と連動して保護装置が正常に遮断動作することを確認すること。」を追加するべき。	連動試験は、当然のことながら「保護継電器の特性及び特性動作試験」に含まれております。ご意見を踏まえ、明確に記載することとします。
15	新旧対照表(案)	3.(4)③ロ	1	年次点検において保護継電器の動作特性試験が必要なのか	保安の観点から必要と考えます。
16	新旧対照表(案)	3.(4)③ロ	1	保護継電器の特性及び動作特性試験を3年に1回以上として頂きたい。	保安の観点から毎年実施して頂くことが必要と考えます。
17	新旧対照表(案)	3.(4)⑤	1	内規3.(4)⑤の警報動作電流50mAについて、電技解釈第14条1項に遮断器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに1mA以下とあり区切る電路が50箇所以上あれば、50mAとは矛盾する。	絶縁監視装置は電路ごとを監視しているものではなく、ご指摘のような考え方ではありません。
18	新旧対照表(案)	3.(4)①イ	1	発電設備の電気設備以外である自家用電気工作物の具体例を示すことが必要。(エンジン、空気始動装置などが適用か。)	ご意見として承りました。
19	新旧対照表(案)	3.(4)	1	「電気管理技術者等の対応は、外部委託申請時に提出した、委託契約の相手方の執務に関する説明書に記載する事業場への到達時間以内に当該事業場に出向き行うとともに、その結果を設置者等に説明し記録に残すこと。」を追記。	
20	その他		1	年次点検において、高圧部に係る点検について具体的な指針が必要ではないか	
21	その他		1	設置者責任の明確化を図るべき。	
22	その他		1	外部委託承認に年齢制限・更新制を設けるべき。	本パブリックコメントは、外部委託制度における設備の点検内容に関するものです。制度へのご意見・ご要望として承りました。
23	その他		1	電気管理技術者の要件として建築士資格も認めるべき。	
24	その他		1	内規1.の規定をボイラー・タービン主任技術者に対しても適用してほしい。	
25	その他		1	電気管理技術者と保安業務担当者を分ける必要はない。	
26	その他		1	外部委託制度では、高圧受電において最大電力の制限はないのに選任(兼任)ではあるのは異存がある。	